

令和5年7月28日
庁舎整備担当部

世田谷区本庁舎等整備工事への工事請負契約に係るスライド条項の適用について（修正報告）

1 主旨

世田谷区本庁舎等整備工事（以下、「本工事」という。）については、工事請負契約の相手方より、工事請負契約約款第25条の規定（以下、「スライド条項」という。）に基づく請求があり、令和5年5月31日開催の本委員会において変更額及び協議状況を報告した。

このたび、1期工事の工程遅延に係る経緯等の検証結果を受けて、相手方の責めに帰すべき事由による工程遅延を考慮し、スライド条項に基づく変更額の見直しを実施した。見直し概要及び経緯等について報告する。

2 現在の契約概要

(1) 相手方

東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
大成建設株式会社東京支店 代表者 中村 有孝

(2) 契約金額

当初契約（令和3年5月） 36,410,000,000円
変更1回目（令和3年12月） 36,610,893,000円
：公共工事設計労務単価に係る特例措置による変更等による契約金額の変更
変更2回目（令和5年1月） 39,285,411,000円
：スライド条項に基づく変更、仕様変更等による契約金額の変更

3 見直し概要及び経緯等

(1) 見直し概要

国が定めるスライド条項の運用マニュアルでは「受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は出来形部分に含める」としている。

本工事における工程遅延に係る経緯等の検証結果（令和5年6月21日開催の本委員会報告）を踏まえ、1期工事完成日の8か月間遅延については、相手方の責による工程遅延であることが明らかである。そのため、スライド条項に基づく変更額について、スライドの適用対象とする残工事量を大成建設の責による遅延部分を除いた部分として再算定した額に見直す。

(2) 経緯等

令和5年4月17日 相手方より、スライド条項に基づく変更請求を受領
5月18日 相手方へ、変更額を提示し、協議開始
5月31日 スライド条項に基づく変更額を報告（本委員会）
6月2日 相手方へ、見直し前の変更額を通知
6月21日 工程遅延に係る経緯等の検証結果を報告（本委員会）
7月26日 相手方へ、見直し後の変更額を通知

(3) スライド条項に基づく変更額

見直し前 1, 538, 372, 000円

見直し後 1, 227, 754, 000円

(4) 見直し後の変更額の確定

見直し後の変更額について、協議開始の日から14日以内（令和5年8月9日まで）に協議が整わない場合、発注者である区が定め、相手方に通知する。

4 予算措置

見直し後の変更額のうち、1期工事での支払い該当分（3,293,000円）については、令和5年度第3回定例会において、補正予算を提案予定である。残りの変更額については、令和6年度以降の各年度の支払い金額に反映し、予算措置を行う。

5 スライド条項の適用に関する、今後の予定

令和6年1月中旬 専決処分、変更契約（契約額変更3回目）の締結

2月 専決処分の報告（区議会第1回定例会）